

改正後

改正前

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第一条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

（拠出金の額）

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額